

議会だより



第55号の掲載内容

- 第3回定例会の概要……………2P～4P
- 一般質問……………5P～11P
- 委員会の活動……………11P～13P
- 研修会報告……………13P
- 議会の行事……………14P

9月21日から30日までの「秋の全国交通安全週間」に伴い、9月28日（土）町民総ぐるみ交通安全旗の波運動が町内11カ所で実施され、総勢350名が参加し、ドライバーへの交通安全街頭啓発を行いました。

発行／鹿部町議会 編集／鹿部町議会運営委員会

委員長 佐藤 頼幸、副委員長 川村 裕司
委員 浦 梅吉、委員 竹ヶ原公勝

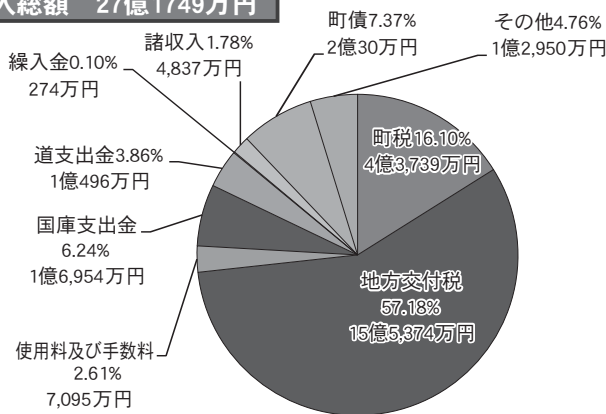
〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜 299

TEL 01372-7-5296 (直通) FAX 01372-7-3086

平成24年度各会計決算認定される!

一般会計歳入歳出決算内訳

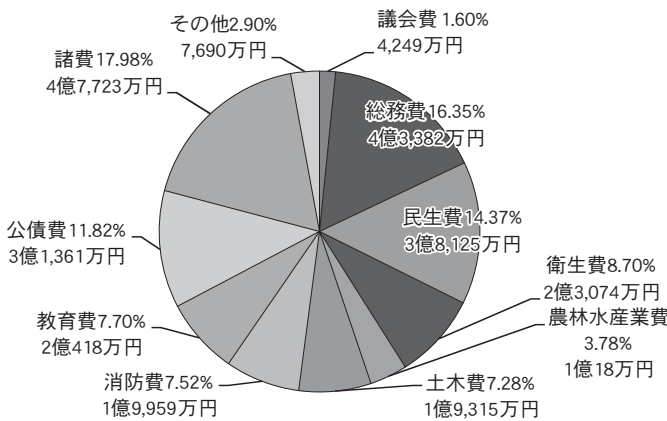
歳入総額 27億1749万円



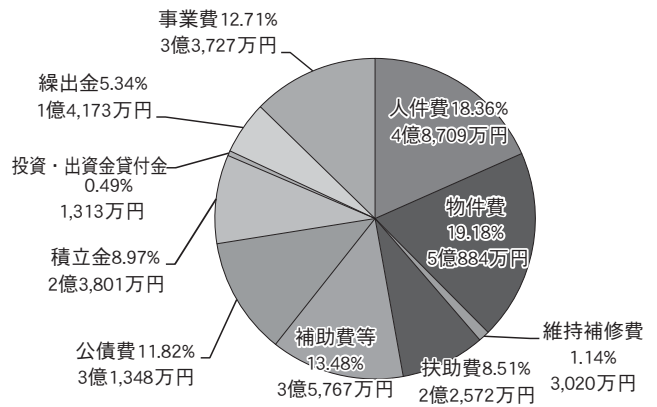
平成24年度の各会計決算認定及び報告第1号財産に関する附属書類の提出については、第3回定例会初日に議長を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置することで決定し、翌日から開催した同委員会で慎重に審査した結果、いずれの会計も認定すべきものと決定され、本会議において委員長報告がなされ満場一致で認定されました。

なお、各会計の決算状況は次のとおりです。(円グラフの金額はすべて1万円未満四捨五入)

歳出(目的別)総額 26億5314万円



歳出(性質別)総額 26億5314万円



一般会計歳入歳出決算内訳

会計別	歳入	歳出	差引き額
一 般	2,717,485,728 円	2,653,138,186 円	64,347,542 円
国 保	883,286,787 円	1,045,404,360 円	▲ 162,117,573 円
介 護 (保 険)	282,302,830 円	282,109,141 円	193,689 円
介 護 (サービ	1,547,069 円	1,547,069 円	0 円
後期高齢者医療	39,892,585 円	39,433,052 円	459,533 円
水道(収益的収支)	102,211,086 円	81,417,121 円	20,793,965 円
水道(資本的収支)	26,416,087 円	95,790,332 円	▲ 69,374,245 円

※国保会計の不足額▲162,117,573円については、翌年度歳入繰上充用金により補填されている。
また、水道事業会計(資本的収支)の不足額▲69,374,245円は、当年度内部留保資金32,437,529円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,332,950円、建設改良費積立金の取崩し32,103,766円及び減債積立金の取崩し1,500,000円によって補填されている。

～平成25年第3回定例会～

平成25年第3回定例会は、9月10日に招集され会期を4日間と決め、町長の行政報告のあと、5名の議員が一般質問を行いました。また、承認3件、条例3件、補正予算6件、認定5件、報告2件、意見書案1件、その他議案1件の審議を行い、全て原案のとおり可決及び承認され会期を1日残して閉会しました。

なお、審議された議案の主な内容は、下記のとおりです。

主な内容

- 鹿部バイパス完成後の航空写真撮影委託料 200万円の追加
- 鹿部中央公民館耐震診断委託料 207万4千円の追加
- 給食センター給水管改修工事 299万3千円の追加
- 大和地区排水施設監視装置修繕料 216万9千円の追加

承認

◆平成25年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成25年7月17日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ25万3千円を追加し、予算総額を34億7千9百62万9千円としました。

内容は、平成25年度北海道中学校体育大会渡島大会において、陸上競技と相撲で全道大会の出場権を得たことから、参加補助金25万3千円を追加したものです。

◆平成25年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成25年8月6日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ21万4千円を追加し、予算総額を34億7千9百84万3千円としました。

内容は、前項の北海道中学校相撲大会において、個人戦で準優勝の成績を収め、全国大会の出場権を得たことから、参加補助金21万4千円を追加したものです。

◆平成25年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成25年8月18日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ3百40万円を追加し、予算総額を34億8千3百24万3千円としました。

主な内容は、今年8月18日の大雨により溜まった、道路側溝の土砂撤去のための清掃委託料2百9万6千円の追加、同じく大雨による林道等の修繕のための碎石購入費44万2千円の追加が主なものです。

条例

◆鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年

4月1日に施行されたことによる改正等で、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収額等の変更があつた場合の取扱を定めるとともに、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税が新設されたことに伴い本条例の一部を改正したものです。

◆鹿部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことによる改正等で、国民健康保険税の所得割に係る上場株式等の配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと等に伴い本条例の一部を改正したものです。

◆鹿部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、平成25年4月1日施行の地方税法の一部を改正する法律において、延滞金の割合が改正されたことに伴い、地方税法に準じて運用している後期高齢者

定例会

医療保険料の延滞金に関する特例部分の割合を引き下げたことにより本条例の一部を改正したものです。

補正予算

追加です。

◆平成25年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について
歳入歳出それぞれ30万6千円を追加し、予算総額を3億7千3百72万8千円としました。

◆平成25年度鹿部町一般会計補正予算について
歳入歳出それぞれ1千1百97万9千円を追加、中央公民館耐震診断委託料2百7万4千円の追加が主なものです。

◆平成25年度鹿部町後期高齢者医療特別会計補正予算について
歳入歳出それぞれ35万9千円を追加し、予算総額を4千46万9千円としました。内容は、当初予算において、財源不足のため繰越金を10万円としておりましたが、平成24年度の決算剰余金が45万9千円となりましたので、35万9千円を追加したものです。

◆平成25年度鹿部町水道事業会計補正予算について
収益的支出を3百4万7千円追加し、収益的支出の

総額を9千7百81万2千円とし、資本的支出を3千5百69万1千円追加し、資本的支出の総額を7千9百17万7千円としました。

◆平成25年度鹿部町一般会計補正予算について
定例会1日目に平成25年度鹿部町一般会計補正予算の追加議案が提出されました。

◆北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
内容は、平成24年7月9日から外国人住民の方も住民基本台帳の適用となったことから外国人登録法が廃止になり、北海道後期高齢者医療広域連合規約中、「外国人登録票」を削る一部改正です。

報告

◆平成24年度鹿部町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
平成24年度における各会計の決算数値を基礎とし、算出された健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会へ報告したものです。

その内容は、いずれの比率も基準を満たしており、鹿部町の財政は健全であるとの報告を受けました。

その他

意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。
◆道州制導入に断固反対する意見書について

【提出先】
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣

【以上15件原案とおりに承認、可決】





佐藤 頼幸 議員

道道大沼公園鹿部線について

昨年5月に土砂崩れが発生し、復旧工事が行われ今年3月に完成しました。

しかし、今年8月の大雨により落石の危険があるということ、2回も通行止めとなり、緊急車両も遠回りをしなければならないというような状態となりました。

この道路は、鹿部町の住民にとって七飯、函館市へ通じる重要な、生活道路でありますので、大雨になっても通行止めにならないような道路を造ってもらえるよう、道路管理者である北海道にお願いできないものか。また、新たな迂回路も必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

■すでに北海道へ要請を行っている。
■現状の迂回路は危険なため、まずは安全な道づくりから。
(答弁者)
川村 茂 町長

異常気象が全国的に続いた8月でありましたが、一般質問にお答えする前に道道大沼公園鹿部線の交通管制基準について、ご説明を申し上げます。

この路線は、異常気象時において連続降雨量が120mmに達した時、土砂崩落の危険性があるということで、事前交通管制が敷かれることとなっております。

連続降雨量は、今回1回目の8月9日は、午前8時現在で累積雨量が124mmに達し、午前8時30分から翌日の朝、6時30分までの22時間の交通規制となりま

した。また、2回目は、8月18日の大雨で午後2時に141mmに達したため、午後2時から翌日19日、朝5時50分までの15時間30分の事前交通規制となったところでございます。幸いにして、土砂崩れ等の災害は発生しておりませんが、議員ご指摘のとおり、交通管制が行われたことにより、当

町の生活道路に大変大きな支障となったところでございます。規制解除については、雨が止んでから現地パトロールで安全を確認し、規制解除することから、交通管制から解除までが長時間になつて現在の状況でもございます。

また佐藤議員ご質問の、大雨になつても通行止めにならない道路を造ってもらえないものか、このことではあります。異常気象は全国的なものであります。が、度重なる事前交通管制となる状況を踏まえ、既に道路管理者である北海道総合振興局函館建設管理部へ状況打開のための要請を行っているところでございます。

この要請に対し、建設管理部も通行止めを繰り返すことを重視しております。対策として、今年度中に現地調査で規制原因箇所の現状確認を行い、今後の対応を検討するとの回答を頂いているところであります。私としても、できるだけ早い調査と安全対策のための工事を行ってもらうよう要望を重ねて参る所存であります。

また、新たな迂回路も必要でないかとのご質問であります。ご承知のとおり道南ファーム対岸には留の沢5号線があります。以前、視察して頂きましたが、現状では道幅も狭く大きな落石箇所もあり、道をふさいでいる現状にあります。



復旧工事完成現場

また、JR側が急傾斜地となつてることから大雨による土砂崩壊も予想されるところでもございます。

このことから、まずは安全な道道大沼公園鹿部線づくりを要請し、その中でいろいろな方策について協議をして参りたいと思つておりますのでご理解を願いたいと思ひます。

■再質問、再々質問の要約。
佐藤 頼幸 議員

現在復旧工事が完了したが、また違う箇所土のうを20個ぐらい積んでおり、そこが崩れた場合、今までより大規模に崩れると思われるが、120mmではなくて150mmなどに少し緩和してもらえよう北海道上へお願いできないものか。

迂回路については、以前総務経済常任委員会所管事務調査で視察したが、もう一度道路として利用できないか現地視察をして調べてもらいたい。また、ゴルフ場の方からの迂回路が、昔あったと聞いてますが、鹿

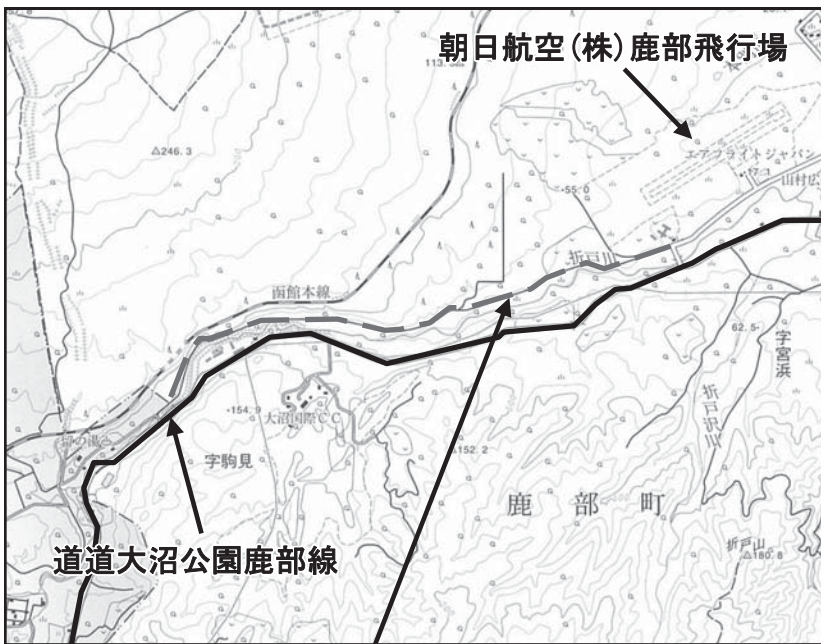
部町では分かつているか。また、工事完成箇所は、水が流れている状況なので迂回路のことも含めて、北海道の方に相談してもらいたい。

■再答弁、再々答弁の要約。
川村 茂 町長

10年前にも、去年5月に崩壊した場所の隣が崩壊しておりまして、去年5月の際には94mmで崩壊しており、現在の120mmでの事前交通規制は当面維持したほうが良いと思ひます。この道道大沼公園鹿部線は、鹿部町の重要な生活道路となつており、このような状態を何とかして欲しいということで、早期復旧と併せて要望しております。

道南ファーム裏の迂回路については、去年所管事務調査で視察しておりますが、その時点で、岩が道路をふさいでいたり、崖上部が崩れそうな箇所があったりと、当面通行することは考えられない状況でした。また、ゴルフ場からの迂回路

についても聞いておりますが、どちらも一度現場を見てみたいと思つております。ただ、一番安全なのは今の道道大沼公園鹿部線をしっかり直してもらふことです。で、これからも強く要望するとともに、迂回路関係も道道の改良等も含め、総合的に考えて参ります。



昨年視察した留の沢5号線 ※現在も通行不可能



吉 英樹 議員

空家と廃屋対策について

町長は常々、これからは観光振興に力を注いでいくとの考えを述べられておられます。振興策の視点は間歌泉公園周辺の施設整備等に重点が置かれているように思われます。しかしながら、観光施設ばかりに力を入れるのではなく、町全体として観光客を迎え入れる景観を造ることも大切だと考えます。

町内各所に空き家や廃屋が点在しております。防犯、防災上の観点は勿論のこと、景観上も宜しくないものと思ひます。それらの適正な維持管理を図るためにも関係条例の制定などの対策が必要と思われまます。

町長のお考えをお聞かせ頂きたいと思ひます。

■全道的な流れも参考に
前向きに取り組む。

(答弁者)

川村 茂 町長

空き家・廃屋問題についてでございますが、全国的に人口減少や高齢化等により空き家が増加しており、深刻な問題となつてきております。

空き家などは個人の財産のため、原則、民事不介入として扱わなければならない、また個人の財産に公費を投入することの是非など議論があり、どのような流れで何を進めたら良いかなど有効な対応策がないため、他の市町村でも懸案になっていると聞いておるところであります。

個人財産を町が解体する場合は、町民の生命と財産に危険を及ぼす恐れのあるとの理由により、行政代執行で行うこととなりますが、現在、空き家・廃屋の扱いについて、建築基準法や民法等の判例や解釈等の整理が行われていないという問題がございます。

議員がご指摘のとおり、空き家を長い間放置します

と廃屋になり、町の景観を阻害するだけではなく、倒壊や火災、犯罪の誘発、更には害虫の発生や落雪被害など地域環境の悪化につながる課題だと認識をしております。

このことから、昨年度から北海道等で主催する廃屋・空き家対策検討会などに職員を出席させているところでございます。道内でも条例制定している、または、制定を検討している市町村が出てきておりますので、本町としましても検討して参らなければと考えるおるところでございます。

空き家・廃屋対策は、ただ単に条例を制定すれば解決できる問題ではなく、廃屋化の予防、解消に向けた対応、緊急強制対応と3つセットにして行わなければならないと考えております。また、本年4月にスタートした第5次総合計画の中でも、空き家・空き地に関する情報収集や、空き家を有効利用することで、廃屋化の予防に向けて取り組みも検討することとしております。しかしながら、空き家の所有者が不明となつて

いる物件や、企業の倒産など、放置されたものなど、不動産は様々な権利が伴うため、難しい課題もありますが、全道的な流れも参考にしながら、これを前向きに取り組んで参りたいというふうに思っております。

■再質問、再々質問の要

約。

(質問者)

吉 英 樹 議員

先日、千葉県、埼玉県で竜巻被害があり、また、苫小牧でも発生し、周辺に大きな被害を与えており、鹿部町でも竜巻や異常気象は発生しないとは言えない状況なので、そういう建物には早急な対策が必要だと思います。

また、山の中にも空き家があり、昔の話しになりませんが、連合赤軍や、オウム真理教などそういう団体が入り込むというような防犯上の問題や、取り壊す際にも、所有者が壊すのが大前提ですが、資金が無い、行方不明などといった場合の行政代執行ですが、財政的に町としても大変だと思う

が、周りや、国の様子を見てからではなく、鹿部町が先頭に立つて条例を設置して頂きたい。

■再答弁、再々答弁の要

約。

(答弁者)

川村 茂 町長

私も町内を歩いて、倒壊寸前の建物を見ているのですが、風が吹く度にどうなるのかなと思つており、建設課の方には、パトロールしながら道路に飛んできたものについては撤去するよう指示しております。

先日、北海道町村会の理事会でもこの問題を北海道全体の市町村の問題として捉えるということ、取り組みを始めたところ、です。

北海道新聞の記事で自民党が、空き家対策の部分で動き出しており、秋の臨時国会に議員立法で提出することでしたので、それらも含めてこれからやって行きたい。

条例を作った自治体の話しでは、行政代執行のように、公費で取り壊すのは問

題や課題があるとのことであり、また、強制的に壊せるのかという問題もある、それらも含めて、課題、問題をできるだけ整理し情報収集も含めてしっかりやって行きたいと思っております。



鹿部町議会だより



中川 一 議員

災害対策は万全であるか

日常生活において、天災人災に悩まされることが多々ありますが、特に水害の場合には、日頃の対策が思わぬ大きな効果を収めた事例はたくさんあると思います。

去る8月の集中豪雨の際に、当町では幸いにも被害は軽微でありましたが、道道大沼公園鹿部線、国道278号森町尾白内付近が一時通行止めとなっております。

災害は忘れた頃にやってくるという言葉があるように、必ずくるものと考え、その場その場の場当たりの対応ではなく、計画的な対策が必要と痛感しております。

当町においても、災害対策を講じるべきと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

■対策を再度検討し、可能なものから対応する。(答弁者)

川村 茂 町長

当町における災害対策は、鹿部町地域防災計画において示されております。この計画には、地震津波災害、火山噴火災害をはじめとした、水害、土砂災害、風害、雪害等の自然災害のほか、道路災害、海上災害等の事故災害について、その予防対策と実際に起きてしまった際の応急対策が記載されておりますが、特に災害の発生を未然に防止するということが、防災の根幹をなすものであり、極めて重要なことであると認識しております。

この計画には、災害が予想される重要警戒区域、そして、その災害対策として

の整備計画を記載しておりますが、現実に整備計画について、検討中という箇所もあることも事実であります。

先月の大雨においては、町内の住宅地数箇所雨水が溜まる、呑み込めない等の事案が発生し、役場職員が出勤する事態となりましたが、いずれも大事には至っておりません。しかしながら、今回の事案発生により、早急に予防対策を講ずる必要があると判断し、箇所によっては、既に工事を施工済みであり、また、対策工事を実施することとして、実施計画の策定に入っている箇所もあります。

いずれにしましても、私自身も中川議員がおっしゃるような場当たりの対応ではなく、根本的に災害が発生しないような対策を講ずる必要があると痛感しておりますので、町内の警戒区域等に関して、その対策を再度検討し、できるものから対応をして参りたいと考えております。

■再質問、再々質問の要約。(質問者)

中川 一 議員

鹿部道路の開通により駒ヶ岳の噴火、地震災害の避難道など、重要な役割を果たすこととなりますが、この工事により、最近の異常気象もあるが、雨水が思わぬところから出たりしている。第5次鹿部町総

合計画で災害に強い山づくり、海岸や河川の浸食防止など、自然災害の軽減に努めるとあるが、パイパス工事による影響がどの程度なのか、調査する必要があると思います。

また、平日頃の訓練が役立つ訳ですが、例えば土の活用方法など、町職員が中心となって訓練をした方が良いと思いますが、町長いかがでしょうか。



3月に開通した鹿部道路

■再答弁、再々答弁の要約

(答弁者)

川村 茂 町長

鹿部道路につきましては、山を崩したり、様々な地形を壊した中で工事が行われており、この部分については私も大雨の際には心配でしたので、今回の大雨の際にパトロールをして調査しております。そのパトロールでは危険箇所は現在のところ無いと聞いております。ただ、これからもこの鹿部道路については巡回も含め、調査をして参りたいと思っております、異常時には開発建設部の方とも相談をしながら、対策について考えて参ります。



朝井 翔二 議員

成年後見人制度について

■現在利用はされていない。
■今後は利用者が増加すると考えている。

(答弁者)
川村 茂 町長

判断力の衰えた成人や、障がい者に代わって財産の管理や各種の契約等を行うために、2000年に導入された成年後見人という制度があります。その後、2012年には老人福祉法の一部が改正され、地域の住民を市民後見人として選任し、有効に運用するように努めることが市町村に求められるようになりました。高齢化率31%に達する鹿部町でもその必要性は今後ますます増してくると思われませんが、町内の現況と将来の見通しなどをどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

この成年後見人制度は2つに分類されており、一つ目が、本人が自ら契約の締結に必要な判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ誰かに、どのように支援してもらうかを契約によって決めておく任意後見制度であります。二つ目は、家庭裁判所に審判の申し立てを行って、家庭裁判所により援助者として成年後見人が選ばれる法定後見人制度があります。二つ目の制度の創設に伴い、平成24年に老人福祉法の一部が改正され、地域住

民の権利擁護のため当町でも町長が申立人となって、身寄りのない障がい者などに対して判断能力が不十分であるという家庭裁判所の判断に基づき、制度を利用する方々に対する予算措置が行われ、平成25年度予算においても、障害者福祉費に1名の予算措置をしております。費用の財源内訳は、国2分の1、北海道4分の1、町につきましても4分の1となっており、現在利用はされておられません。

また、当町の将来の見通しというところでありますが、ご指摘のとおり高齢化は進んでおりますので、利用者は今後増加することも考えられると思っております。今後は、当町におきましても町長が申立人となる後見人制度の活用だけでなく、地域の住民を選任する市民後見制度も検討しなければならぬと考えております。

渡島管内の状況といたしましては、平成26年度に北海道補助事業を活用し、函館市が市民後見養成研修を実施する予定となっておりますが、その他の市町につ

いては、未だ実施予定がございません。北海道の補助事業は平成26年度で終了となるため、今後、渡島総合振興局が、管内の各市町が函館市の開催する市民後見養成研修に参加することができないか、協議を進めて行く予定となっておりますので、当町におきましても単独実施は難しい状況のため、広域で研修実施が可能となった際には研修に参加させて参りたいと思っております。

また、市民後見人を養成した後は市民後見人活動を支援する成年後見センターの設置が必須となることから、これについても広域での設置検討を進めて行く予定となっております。

■再質問、再々質問の要約

(質問者)
朝井 翔二 議員

後見人制度は、非常に複雑かつ大変な問題を抱えております。他人の財産の管理や、契約という重い責任を負うため、それによるストレスも重いものになって

来ると思われるので、その部分を援助する体制を町が取れないのか。

また、近年この制度で不正が問題となっており、弁護士や司法書士まで不正をはたらいている例が報じられている状況なので、きちんと監督しなければならぬなど、考えなければならぬ手立ては非常にたくさんあるが、どの様にお考えか。

被後見人となる方を把握する活動は町だけでは難しいかもしれないが、様々な協力を得ながら、把握することが必要。

町民の中には、段々年を取ってくる自分に不安を抱えている方もいらっしゃると思いますので、町が現在進めている情報を、分かり易い言葉で一般の方々がすぐに理解できるように広報をお願いしたいと思います。

■再答弁、再々答弁の要約。
(答弁者)

川村 茂 町長
鎌田 保健福祉課長



確かに担い手となる選任者の方々も、ストレスがあるわけですが、実践されている市町村などからは様々な課題が報告されており、財産管理の部分では、預金の詐取などの問題もあると聞いておりまして、私どもとしましては、課題の洗い出しを中心に慎重に検討を行って行きたいと考えております。

この制度については、まだ町民の方々が理解をされていない部分があるということですので、周知をしっかりとやらなければならぬと思います。

また、対象となる方の把握ですが、鹿部町にも民生児童委員や色んな方々がおりますので、その方々の協力も頂きながらしっかりと把握しなければならぬと思います。



船橋 敦子 議員

不妊治療費助成について

医学が進み不妊治療が受けやすくなり、成功率も高くなってきておりますが、治療費が高いことがネックとなっております。

国はその治療費を1年目は3回、2年目以降は年間2回を限度に通算5年間、採卵を伴う治療については1回につき15万円の助成を行っておりますが、不妊治療にはその他にも通院等、諸々の経費が必要であり、経済的理由からベビーの誕生を望みながらも途中で断念しなければならぬ例もあります。

子供は国の宝、少子高齢化が進む我が町にとつても宝です。そこで町として、不妊治療に対し国の助成の他に、何らかの一助はないものかお伺いいたします。

不妊治療費助成について

■当町独自の施策を検討する。
(答弁者)

川村 茂 町長

はじめに、不妊治療には一般不妊治療といわれる簡単な治療から、人工授精、体外受精など段階を追って高度な治療まであり、治療を受けている方にとっては、治療費、交通費を含めた経済的負担ばかりではなく、相当な精神的・身体的負担もかかるものと伺っておりますのでございます。

国では現在、その中で特定不妊治療費助成事業として、特定不妊治療といわれる体外受精などについて、通算5年間、10回までの治療に対し、1回につき15万円の助成を行っておりますが、指定された医療機関での治療や、所得などの制限

があるため、十分な助成であるとは言えない点もあると思っております。

一方、国は不妊治療への公費助成制度のあり方を論議する厚生労働省の有識者検討会で、今後この制度に対し更に年齢制限や助成回数等を6回にするなどの改正を検討しているところであります。

実際に、国の助成の不足分を補う独自の助成をしている道内の現状は、平成24年10月現在ですが、43市町村ありますが、渡島管内ではございません。しかしながら、一つの施策として少子化を少しでもくい止め、また、子供を安心して産み育てられる環境づくりのためにも、当町独自の施策についても検討して参りたいというふうに考えておるところでございます。

■再質問、再々質問の要約。
(質問者)

船橋 敦子 議員

この6月に視察に行った豊浦町でも実施しており、3例のうち2例が成功し、

町全体で喜びを分かち合っ
たと聞いて参りました。

鹿部町も子育てには社会的
条件が整っていると思っ
ますが、この不妊治療につ
いては、やはり女性には年
齢制限があり、また、若い
時は収入も低いです。この
ことから、早々に検討して
頂きたい。

■再答弁、再々答弁の要
約。
(答弁者)
川村 茂 町長

当町につきましても少子
化が進んでおり、医療費の
無料化などの子育て支援を
行っておりますが、不妊治
療への独自助成につきまし
ても、少子化に対する部分
の一つの施策に成り得るも
のと思っておりますし、子
どもというのは夫婦であれ
ば欲しいものと思えますの
で、早急に検討して参りた
いと思えます。

また、国の有識者検討会
では、年齢制限や助成回数
減という動きもあることか
ら、これらも含め検討した
いと思えます。

総務経済常任委員会
所管事務調査

◇総務経済構成委員

委員長 盛田 鐵次
副委員長 朝井 翔二
委員 佐藤 頼幸
委員 船橋 敦子
委員 吉 英樹

◇調査事項

入札等の執行状況につい

て

◇調査年月日

平成25年7月11日

◇調査方法

担当課より提出された関
係資料に基づき説明を受け、

調査を実施した。
◇調査結果

鹿部町が発注する契約に
係るものは、地方自治法施
行令及び規定に基づき実施
している。指名業者の登録
関係では、資格審査の申請
は2年毎の2月1日から2
月末日までとし、共同企業
体及び物品等は、随時申請
を受け付けている。申請書
の有効期間は、資格を有す
る者で2年間とし、共同企
業体にあつては1年間とし
ている。資格の喪失では、
資格要件に該当しないこと
となつたとき及び営業に関

し法令の規定による許可、
免許、登録等を要する場合
において、許可・免許・登
録等を取り消されたときに
資格を喪失することになつ
ている。資格要件とは、基
本的な資格要件や建設業法
の許可基準により2年以上
建設業を営んでいることな
どになつている。指名停止
は、建設工事請負契約に係
る指名停止基準及び建設工
事請負契約以外の契約に係
る指名停止基準があり、停
止要件のいずれかに該当す
るときは、情状に応じて期
間を定め指名停止を行うこ
ととしている。

の決定をする。
5 入札の経緯と結果につ
いて公表する。
6 契約し工事着手する。
以上のような流れとなつ
ている。

平成24年度の入札・見積
合わせの執行状況は、別表
のとおりである。
引き続き入札等の執行に
当たつては、業者の選定基
準、選定方法、契約事務等
の適正な処理に努められ
たい。

別表

区分	種別	件数	落札率(%)
工 事	全体	46	93.68
	入札	22	94.98
	見積	24	92.50
委 託	全体	85	93.56
	入札	23	87.02
	見積	62	95.99
その他	全体	67	90.93
	入札	28	91.42
	見積	39	90.57
総 体	全体	198	92.70
	入札	73	91.11
	見積	125	93.63

例として、一般的な130万円以上の契約(工事)に至るまでの指名競争入札の事務の流れは、

- 1 指名選考委員会を開催し業者を選定する。
- 2 指名業者の報告と決定伺いを行い業者を決定する。
- 3 起工決定し業者へ指名通知をする。工事請負については、事業費(予定価格)が130万円以上となる場合は、事前通知している。
- 4 入札を執行し落札業者



委員会の活動

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇民生文教構成委員

委員長 浦 梅吉
副委員長 川村 裕司
委員 竹ヶ原公勝
委員 中川 一
委員 野田 重毅

◇調査事項

①鹿部小学校・中学校におけるパソコンの使用状況について

②鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計の運営状況について

◇調査年月日

平成25年7月10日

◇調査方法

担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、調査を実施した。

◇調査結果

①鹿部小学校・中学校におけるパソコンの使用状況について

現在の鹿部小学校・中学校については各校30台ずつの計60台が導入されており、小学校では2年生からパソコン教室を利用して授業を行い、また、中休み・昼休みにはパソコン教室を開放し自由に調べ、学習等がで

きる環境となっている。中学校では全学年でパソコン教室を利用して授業を行い、「総合的な学習の時間」においてもパソコンを多用している。また、普通教室での授業においては、書画カメラや液晶プロジェクター等を利用し、パソコンと併用した授業が行われ、生徒・児童の学力向上に寄与している。

現在のパソコンは平成18年度に更新され7年が経過している状況であり、耐用年数的に更新時期となっている。また、パソコンに搭載されているWindows SXP（ウィンドウズエックスペー）のメーカー保証が終了していることから、平成26年度の更新が予定されている状況となっている。

パソコンは現代社会において必要不可欠なものになっており、その操作を学ぶことは、児童生徒の今後に大いに役立つものと思われるため、パソコンを使用した教育の更なる充実に努められたい。

②鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計の運営状況について

鹿部町の国民健康保険事業勘定特別会計は、平成15年度から赤字となっており、平成24年度末までの累積赤字が約1億6千2百万円と危機的な状況に陥っている。

平成24年度の鹿部町の国民健康保険の加入状況は、967世帯、2,207人が加入しており、総人口に占める加入率は50.4%で、



鹿部小学校パソコン授業風景



鹿部中学校パソコン授業風景

年々被保険者数及び加入世帯数は減少しているが、管内ではトップの加入割合となっている。

このような状況にあって、平成24年度は歳入見込み8億8千3百28万6千円に対し、歳出見込みは10億4千5百40万4千円となっており、前年度に引き続き歳入不足となることが予想されている。

医療費については、平成22年度に5億9千9百75万5千円とピークに達しており、翌年23年度には5億5千6百66万2千円と減少傾向にあったが、今年度については5億6千2百98万6千円とまた増加となっている。

また、平成24年度末の滞納額は、現年分（平成24年度）で1千6百30万4千9百88円、過年度分（滞納繰越分）で8千6百37万4千7百98円となっており、現年分、過年度分ともに前年と比較し収納額、収納率ともにながっていることから、徴収職員の努力が見て取れる。

このような危機的状況は、赤字に転落した当初からだ

が、長期的な不況、また不透明な経済情勢も影響していると思われるが、納税者の納税意識の低下によるところが大きいと思われる、現在においても広報・防災無線により納税について促しているが、更に新たな方法が必要と考える。

また、納税相談等に応じない悪質滞納者については渡島・檜山滞納整理機構へ整理依頼をし、一定の効果を

を得ている。さらに医療費の増加を抑制するため、住民健診等を積極的に受診してもらおうと呼びかけており、このような自己管理意識の高揚を図ることが重要だと考える。

本事業勘定特別会計の健全運営のためには、滞納額の減少、医療費の抑制が必要不可欠であり、年々増加している累積赤字を解消するのは大変難しい状況だが、健全運営への努力を期待するものである。

議員研修会

去る10月8日に平成25年度渡島管内市町議会議員研修会が北斗市で開催され、議員9名が出席しました。

研修では、日本銀行函館支店支店長の中川忍氏が「アベノミクス下での道南経済と成長戦略」、時事通信社解説委員の明石和康氏が「歴史的転換期の世界と日本」をテーマとして講演を頂き、管内の市町議会議員（函館市を除く）約100名が出席され、長時間にわたる講演にもかかわらず、2人の講演に耳を傾けていました。



委員会の活動

研修会報告

平成25年8月～平成25年10月 本会議及び各委員会等の出席状況

(○は出席、×は欠席、△は遅刻・早退、—は該当なし)

会 議	竹ヶ原公勝	浦梅吉	吉英樹	朝井翔二	盛田鐵次	野田重毅	川村裕司	船橋敦子	佐藤頼幸	中川一
議会運営委員会 (9/6)	○	○	—	—	—	○	○	—	○	—
平成25年第3回定例会1日目 (9/10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算審査特別委員会1日目 (9/11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算審査特別委員会2日目 (9/12)	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成25年第3回定例会2日目 (9/12)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会運営委員会 (議会だより編集 10/11)	×	○	—	—	—	—	○	—	○	—
総務経済常任委員会所管事務調査 (10/21)	—	—	○	○	○	○	—	○	○	—

議会の行事

8月

- 14日 鹿部町成人式 (議長ほか議員)
- 20日 議会広報研修会 (関係議員)
- 26日 第2回南渡島消防事務組合議会定例会 (関係議員)

9月

- 6日 議会運営委員会 (関係委員)
- 8日 しかべ幼稚園運動会 (議長ほか議員)
- 10日 第3回定例会(1日目) (全議員)
- 11日 決算審査特別委員会(1日目) (全委員)
- 12日 決算審査特別委員会(2日目) (全委員)
第3回定例会(2日目) (全議員)
- 13日 鹿部町敬老会 (議長ほか議員)
- 27日 大漁祈願祭 (議長)
- 29日 第35回渡島地区身体障害者福祉大会及
び第30回渡島地区身体障害者スポーツ
大会 (議長)

10月

- 2日 第2回南渡島消防事務組合議会臨時会 (関係議員)
- 8日 渡島管内市町村議会議員研修会(全議員)
- 11日 元気もりもり運動会 (議長)
議会運営委員会 (関係委員)
- 17日 渡島福祉会評議員会及び理事会 (議長ほか関係議員)
- 21日 総務経済常任委員会所管事務調査 (関係委員)
漁港整備促進協議会 (全議員)
- 23～25日 全国漁港漁場大会 (議長)
- 30日 渡島廃棄物広域連合議会 (関係議員)

議会を傍聴してみませんか



次回の定例会は、
12月上旬に
開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です～
傍聴席の入り口にある傍聴人名簿
に住所と氏名を記入するだけです。